

平成20年度〔第2四半期〕随意契約の結果（500万円以上の物品、委託、工事）

農政水産部

(注) 1、2の説明

表頭欄の「根拠法令」(1)は、随意契約ができる場合について規定している地方自治法施行令第167条の2第1項の1号から9号のうち該当する号を記入し、2号の場合(性質又は目的が競争入札に適しないもの)については、「適用類型」(2)に厳格な運用を図るために県が作成した7類型のうち該当するものを記入しています。

契約担当組織 の名称	事業名	契約内容	契約締結日	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約とした具体的理由	根拠法 令 1	適用類 型 2
耕地課	管理体制整備計画策定 業務委託	国・県営事業により整備された基幹農業用水利施設の多面的機能を発揮させるための管理体制整備計画策定	平成20年7月15日	滋賀県土地改良事業 団体連合会	6,510,000	土地改良施設の現状把握や、施設の豊富な知識が求められることから、単に価格のみによらず、公募により提案を受け、内容を評価するプロポーザル方式により相手方を選定したため。	2号	4